

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和●●年 (〇〇) 第●●号 法人税
更正請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分取消等請求上告及び上告受理事件
国側当事者・国 (鹿児島税務署長)

令和3年6月29日棄却・不受理・確定

(控訴審・福岡高等裁判所宮崎支部、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和3年1月13日判決、本
資料271号-2・順号13504)

(第一審・鹿児島地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、令和2年6月10日判決、本資料2
70号-50・順号13410)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当し
ない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら
れない。

令和3年6月29日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宮崎 裕子

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政

当事者目録

上告人兼申立人	一般財団法人A
同代表者代表理事	甲
同訴訟代理人弁護士	石寄 信憲ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	山本 陽介